

一般社団法人 日本小児外科学会 定款施行細則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、一般社団法人日本小児外科学会（以下「この法人」という。）定款を運用するために必要な事項を規定し、円滑な学会活動を推進することを目的とする。

第2章 会 員

(正会員の権利)

第2条 正会員には次の権利がある。

- (1) 評議員選挙の選挙権
- (2) この法人の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと
- (3) この法人の発行する機関誌へ筆頭著者として投稿できること
- (4) この法人の発行する機関誌及びその他の刊行物の配布を受けること
- (5) この法人の社員総会議事の要領及び決議した事項について、会告にて通知を受け ること
- (6) この法人のホームページの会員限定ページを閲覧すること

(準会員の権利)

第3条 準会員には次の権利がある。

- (1) この法人の学術集会において研究成果を発表し、報告を行うこと
- (2) この法人の発行する機関誌及びその他の刊行物の配布を受けること
- (3) この法人の社員総会議事の要領及び決議した事項について、会告にて通知を受けること
- (4) この法人のホームページの会員限定ページを閲覧すること

(賛助会員の権利)

第4条 賛助会員には次の権利がある。

- (1) この法人の発行する機関誌及びその他の刊行物の配布を受けること
- (2) この法人の社員総会議事の要領及び決議した事項について、会告にて通知を受けること

(名誉会員及び特別会員)

第5条 名誉会員及び特別会員は、原則年齢 65 歳以上で本学会に功績のある正会員から理事会が推薦する。

2 名誉会員及び特別会員の称号は終身とする。

3 名誉会員及び特別会員は第2条（2）から（5）の権利を有するほか、社員総会に出席し意見を述べることができる。

(会費)

第6条 この法人の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 金15,000円
- (2) 準会員 金5,000円
- (3) 賛助会員 一口金50,000円

2 評議員である正会員は、第1項の年会費のほか、年額金15,000円の評議員費を納入しなければならない。

第3章 評議員の選出

(区分及び定数)

第7条 評議員は、その選出方法により、選挙によって選出される評議員（以下「選挙評議員」という。）と、推薦によって選出される評議員（以下「推薦評議員」という。）に区分する。

2 推薦評議員の選出方法については別途定める。

3 選挙評議員の定数は、選挙の行われる年の9月1日現在の正会員数の4%以上16%未満とし、推薦評議員の定数は、選挙評議員の25%以内とする。

(選挙管理委員会)

第8条 評議員選挙を実施するために、選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、正会員の中から理事長が3名の選挙管理委員を委嘱する。ただし選挙管理委員は評議員選挙に立候補できない。

3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選による。

4 選挙管理委員は、選挙管理委員会を組織し、評議員の選挙を管理する。

(選挙の時期)

第9条 評議員の選挙は2年ごとに11月または12月に行い、選挙の期日は選挙ごとに選挙管理委員会が定める。

(選挙権)

第10条 評議員選挙の選挙権は、選挙の行われる年の9月1日現在の正会員がこれを有する。ただし、選挙の行われる年の9月1日現在において、選挙の行われる年度及び前年度の会費をともに納入していない正会員は選挙権を有しないものとする。

(被選挙権)

第11条 評議員選挙の被選挙権は、選挙の行われる年の9月1日現在、引き続き3年以上正会員歴があり、選挙の行われる年度及び前年度の会費を完納している正会員とし、名誉会員及び特別会員については被選挙権を有しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現職の評議員でその任期の2年の間に2回とも定時社員総会を欠席し、かつ、委任状の提出がない者については被選挙権を有しない。

(選挙の告知及び有権者名簿)

第12条 選挙管理委員会は、選挙に関する告示を行い、かつ、有権者名簿を選挙の行われる年の11月10日までに正会員に告知する。

2 有権者名簿に関する異議の申立ては、選挙の行われる年の11月22日までに選挙管理委員会に行うものとする。

(立候補又は推薦の方法)

第13条 選挙に立候補する者、又は選挙の候補者を推薦しようとする者は、選挙の行われる年の11月22日までに、告知された方法に従い、選挙管理委員会に届け出るものとする。

(投票)

第14条 選挙管理委員会は、候補者名簿、確定した有権者名簿、選出すべき選挙評議員数及び投票方法を選挙の行われる年の12月10日までに有権者に告知する。

2 投票は、候補者に対する単記無記名とし、告知された方法に従い、選挙管理委員会の指定する場所に、選挙の行われる年の12月20日までに行うものとする。

(開票)

第15条 開票は、選挙管理委員会において、選挙の行われる年の12月31日までの予め定められた日時に、予め定められた場所において行う。

(当選者の決定及び公表)

第16条 選挙の最少当選得票数は5票とし、得票数の多い者から予め定められた定数までの者を順次当選者とする。ただし、定数に達しない場合は、最少当選得票数を順次3票まで減じて定数まで達せしめることができる。

2 当選者が決定したときには、選挙管理委員会は当選者に当選の旨を通知し、速やかに選挙結果を公表しなければならない。

(推薦評議員の選出)

第17条 理事長は、理事会の承認を得て、推薦評議員を追加で委嘱することができる。

第4章 理事、監事及び会長並びに次期会長の選出

(総則)

第18条 理事、監事及び会長並びに次期会長（以下「役員等」という。）は、この細則に従い選出された候補者を社員総会の決議により選任する。

2 役員等は、評議員選挙終了後社員総会の日までに選出する。

3 役員等の選挙は評議員の投票によるものとする。

4 理事の選挙は2年毎に実施し、その半数を改選する。この場合、最初の選任から2年後の定時社員総会において再任の承認を得ることにより、理事の任期は2期4年として運用する。

5 監事の選挙は2年毎に実施し、その全てを改選する。

6 次期会長の選挙は毎年実施する。

(立候補又は推薦の方法)

第19条 役員等の選挙に立候補する者、又は選挙の候補者を推薦しようとする者は、予め定められた期日までに、その旨を所定の立候補用紙にて所信表明を添えて、理事長に届け出るものとする。

(選挙管理委員)

第20条 役員等の選挙を管理するために、選挙管理委員を置く。

2 選挙管理委員は、理事長が、評議員の中から2名以上を指名する。

(選挙の日程)

第21条 選挙の期日は選挙ごとに選挙管理委員会が定める。

2 選挙管理委員会は選挙の行われる60日前までに評議員に選挙に関する告示を行い、

選挙管理委員の氏名を公表する。

3 役員等の候補者は選挙の行われる 35 日前までに立候補の届け出をしなければならない。

4 選挙管理委員会は選挙の行われる 30 日前までに候補者名簿を所信表明とともに評議員に公示する。

(投票)

第22条 理事及び監事選挙の投票は、当該年度に選出すべき人数が偶数の場合は選出すべき人数の半数の連記無記名投票とし、奇数の場合は選出すべき人数に1を加えた数の人数の半数の連記無記名投票とする。

2 次期会長選挙の投票は、単記無記名投票とする。

3 理事及び監事候補者が定数以下の場合、または次期会長候補者が1名の場合には信任投票とし、有効投票数の3分の2の信任を得なければならない。

(当選者の決定)

第23条 理事及び監事選挙は得票多数を得た者から、順次、当選者を決定し、同数得票者については評議員歴の長いもの、次に年齢の高いものを当選者とする。

2 次期会長選挙は得票最多数を得た者を当選者とする。最高得票者が複数の場合、評議員歴の長いもの、次に年齢の高いものを当選者とする。

(選挙によらない理事の選任)

第24条 前条ほか、1名以内の選挙によらない理事候補者（以下、推薦理事候補者と略記）を選出することができる。

2 推薦理事候補者は女性の評議員の中から選出する。ただし、選任される年の3月31日現在において満66歳に達している者、特別会員、名譽会員及び非選挙理事推薦委員会の委員は、推薦理事候補者になることができない。

3 推荐理事候補者を選出するため非選挙理事推薦委員会を置く。

4 非選挙理事推薦委員会の委員は5名以内とし、理事長が会員の中から委嘱する。ただし、役員に委嘱することはできない。

5 非選挙理事推薦委員会の委員長は、委員の中から理事長が委嘱する。

6 非選挙理事推薦委員会の委員の任期は、理事の選任を行う社員総会の終結時までとする。

7 非選挙理事推薦委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席者の過半数の賛成をもって行う。

8 推荐理事候補者に立候補する者は予め定められた期日までに、その旨を所定の立候補用紙にて所信表明を添えて理事長に届け出るものとする。理事選挙に当選しなかった女性立候補者は同時期の推薦理事候補者となることができる。

9 非選挙理事推薦委員会は、理事長が定めた期日までに、推薦理事候補者の氏名、所属する施設名、生年月日、推薦理由を記載した推薦理事候補者名簿を理事長に提出しなければならない。

10 推荐理事の任期は2年1期のみで、引き続いての再任や引き続いての通常理事選挙への立候補は認められない。

第5章 常設委員会ならびに特設委員会

(委員会の設置)

第25条 この法人の事業を円滑に遂行するため、理事会の決議により、常設委員会な

らびに特設委員会を設置する。各委員会規則は別途定める。

2 常設委員会は次のとおりとする。

1. 庶務委員会
2. 財務会計委員会
3. 各種委員会
 - 3.1. 機関誌委員会
 - 3.2. 国際・広報委員会
 - 3.3. 保険診療委員会
 - 3.4. 教育委員会
 - 3.5. 悪性腫瘍委員会
 - 3.6. 学術・先進医療検討委員会
 - 3.7. 倫理・安全管理委員会
 - 3.8. データベース委員会
 - 3.9. 小児救急検討委員会
 - 3.10. ワークライフバランス検討委員会
 - 3.11. トランジション検討委員会
 - 3.12. 規約委員会
 - 3.13. 研究倫理委員会
 - 3.14. 利益相反委員会
 - 3.15. NCD 連絡委員会
 - 3.16. ガイドライン委員会
 - 3.17. 医薬品・医療機器検討委員会

(常設ならびに特設委員会選任に関する規則)

第26条 当該委員会を統括する理事（以下担当理事）は、理事会が選任する。

2 (委員長及び委員) 委員会の委員長及び、外部委員を除く委員は、原則、評議員の中からその意思を尊重して、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。委員長は当該委員会の委員候補者を推薦することができる。

3 (兼任などの禁止) 以下の各号は、これを禁ずるものとする。

- (1) 監事が委員会の委員になること
- (2) 常設委員会の委員長を兼任すること
- (3) 担当理事が委員会の委員になること
- (4) 同時に4つ以上の常設委員会委員になること

4 (任期) 委員長及び委員の任期は原則として2年間とし、委嘱の日から次期委嘱の前日までとする。引き続き同じ委員会で2期を超える再任または再委嘱は行わないものとする。庶務委員会、財務会計委員会についてのみ、連続して4期まで再任することができる。

5 (定員) 委員会の委員は委員長を含め、原則として10名以内とする。

6 (原則の一時的修正) 前項までの規定に関わらず、理事会は議決よって、期限を定め適宜措置とることができる。

7 (運営) 委員会は、理事会の承認によって決定された各委員会規則（別途定める）に従って運営する。

8 (顧問) この法人の外部から若干名の顧問を置くことができる。顧問は理事会において選任され、任期は1年とする。ただし重任を妨げない。顧問は各委員会に参加し、意見を述べることができるが、議決権は擁しない。

第6章 専門医制度委員会

(専門医制度委員会の設置)

第27条 専門医制度業務を所管する以下の委員会を設置する。各委員会規則は別途定める。

1. 専門医認定委員会
2. 施設認定委員会

第7章 特別委員会

(特別委員会の設置)

第28条 上記各委員会のほかに、以下の委員会を設置する。各委員会規則は別途定める。

1. 秋季シンポジウム委員会
2. 秋季シンポジウム小委員会
3. 総合調整委員会
4. PSI Publication Committee

第8章 学術集会等

(年次学術集会及び秋季シンポジウム)

第29条 年次学術集会及び秋季シンポジウムは、各々毎年1回、各々会長ならびに秋季シンポジウム会長が主宰して開催する。

2 前項の学術集会は、第××回日本小児外科学会学術集会（英文表示：The ××th Annual Meeting of The Japanese Society of Pediatric Surgeons）、秋季シンポジウムは、第××回日本小児外科学会秋季シンポジウムと呼称する。

(出題者)

第30条 学術集会に演題を提出する者は、筆頭著者及び共著者を含め、この法人の正会員又は準会員でなければならない。ただし、会長が特別に認める者はこの限りではない。

(主題の選定・演題の採択)

第31条 学術集会の主題及び演題の選定及び採択は、会長が理事会と協議し裁量する。

(参会費)

第32条 会長は学術集会の開催費用として、参会費を徴収することができる。

第9章 懲 戒

(懲戒の効果)

第33条 定款第10条第2項に定める懲戒の効果は次のとおりとする。

(1) 除名 除名処分を受けた会員は、その処分を受けた時から会員の身分を喪失し、

再入会は認められない。

(2) 学会活動停止 学会活動停止処分を受けた会員は、会員としての身分を保有するが、その処分を受けた時から処分期間が終了するまで、会員または評議員としての権利行使を認めない。ただし、学術集会への参加は制限されない。学会活動停止の期間は3年を超えない範囲内において、これを定める。

(3) 厳重注意 厳重注意処分を受けた会員は、事後の学会活動において、注意の内容を十分に留意して活動する。

(調査委員会)

第34条 理事長は、会員につき懲戒の対象となるおそれのある事案があると認めたときに、理事会に対し調査委員会の設置を請求し、理事会がこれを設置する。

2 調査委員会の委員は、理事、倫理安全管理委員会委員、外部有識者（必要に応じ若干名）から構成されるものとする。外部有識者は、理事会、倫理安全管理委員会で推薦し、理事長が任命する。また、対象会員、対象事案につき利害関係を有する者、その他審査の公正を害するおそれがある者は、調査委員会の委員となることはできない。

3 調査において必要があれば、対象会員の聴聞を行う。対象会員は調査委員会に出席し弁明の機会を持つことができる。

4 調査委員会は、理事長からの指示により調査を開始し、調査結果を理事会に答申する。

理事会は、調査委員会の答申に基づき対象会員の懲戒を議決し、理事長がこれを懲戒する。

第10章 雜則

(細則の変更)

第35条 この細則は、理事会の決議により変更することができる。ただし、第5条に定める会費の金額については、社員総会の承認を得なければ、その効力を有しない。

附則

1. この細則は、この法人の成立の日に施行する。

2. 特定非営利活動法人日本小児外科学会の委員長及び委員は、この法人の成立の日にそれぞれこの法人の委員長又は委員に委嘱されたものとみなす。

2019年4月1日 施行

2020年7月22日 改正（第4条、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条、第11条、第12条、第15条、第17条）

2020年11月4日 改正（第18条、第19条、第21条、第22条、第23条）

2021年5月31日 改正（第24条）

2021年6月28日 改正（第25条）

2022年3月8日 改正（第24条）

2022年9月7日 改正（第21条）

2024年3月21日 改正（第26条）

2024年7月8日 改正（第26条）